

不在者投票ができる病院等の指定（昭和45年岩手県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月26日

岩手県選挙管理委員会
委員長 吉 田 瑞 彦

改正前		改正後	
1 病院		1 病院	
名 称	所在地	名 称	所在地
[略]		[略]	
介護老人保健施設やまゆり	[略]	介護老人保健施設やまゆり	[略]
ひがしやま病院	<u>一関市東山町松川字卯入道</u>		
	<u>121番地</u>		
介護老人保健施設さいき	[略]	介護老人保健施設さいき	[略]
[略]		[略]	
2 老人ホーム		2 老人ホーム	
名 称	所在地	名 称	所在地
[略]		[略]	
社会福祉法人盛岡山王会特別養護老人ホーム 五月園	[略]	社会福祉法人盛岡山王会特別養護老人ホーム 五月園	[略]
<u>盛岡市立軽費老人ホームけ</u>	<u>盛岡市上太田細工4</u>		
<u>やき荘</u>			
社会福祉法人育心会特別養護老人ホーム第二松園ハイッ	[略]	社会福祉法人育心会特別養護老人ホーム第二松園ハイッ	[略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。